

## 御嵩町行政改革推進委員会公募委員募集要項

御嵩町では、社会情勢の変化に対応した地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政を実現するため、御嵩町行政改革推進委員会設置条例の規定に基づき、行政改革推進委員会を設置しています。

今回、次期委員の選任にあたり、行財政改革に広く町民の皆様からの意見を反映させ、住民協働による行政運営を進めるため、公募委員を募集します。学識経験者や各種団体の代表者など、町が選任した委員とともに、行政改革推進に関する重要事項について調査、審議していただきます。

### 1. 公募委員募集の目的

御嵩町行政改革推進委員会では、学識経験者等だけでなく、町民の方にも会議に参加していただき、議論していきたいと考えています。そのため、広く町民の皆様からも委員を募集します。

### 2. 委員の役割

御嵩町行政改革推進委員会では、町長の諮問に応じて、行政サービスの向上や行政運営の効率化などについて議論、提案などをしていただきます。

### 3. 応募資格

応募の資格があるのは、応募日現在で、次のすべての条件を満たしている方です。

- (1) 御嵩町に在住、または在勤する年齢満 20 歳以上の方
- (2) 原則、平日に年 2 回ほど開催される会議に出席できる方
- (3) 御嵩町議会議員及び御嵩町職員でない方
- (4) 町税等に滞納がない方

### 4. 任期

令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで（2 年間）

### 5. 募集人員

3 名程度

### 6. 報酬

御嵩町各種委員等給与条例及び御嵩町各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則に定められた額

日 額	5,500 円
半日額	3,600 円

## 7. 応募方法

応募用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号、応募の動機及び御嵩町行政改革推進委員会に参加する上での自己PRを記入の上、応募期間内に下記の方法によりご提出ください。

※上記の項目が記入されていれば、任意の用紙でも可とします。

※応募用紙は町ホームページまたは4地区公民館に設置してあります。

(1) 持参 御嵩町役場総務部企画課（本庁舎2階）

※土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受付

(2) 郵送 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 御嵩町企画課企画調整係宛

(3) E-mail [tyosei@town.mitake.lg.jp](mailto:tyosei@town.mitake.lg.jp)

## 8. 応募期間

令和3年5月6日（木）～令和3年5月26日（水）まで

## 9. 募集方法

御嵩町ホームページ、広報紙ほっとみたけ5月号で広報します。

## 10. 選考及び結果の通知

応募された書類を基に選考委員会で選考します。

選考の結果については、応募者全員に通知します。

## 11. その他

(1) 応募いただいた書類は、お返ししません。

(2) 応募に要する費用は、すべて応募者負担となります。

(3) 委員となった方については、会議関係資料などにおいて氏名を公表させていただきます。

(4) 委嘱後の第1回目の会議は、令和3年7月の開催を予定しており、詳細にあっては委員としての委嘱が決定し次第、個別にご案内いたします。

## 12. 問い合わせ先（応募先）

御嵩町総務部企画課企画調整係（担当：丹羽・板屋）

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL:0574-67-2111（内線 2226）

メール：tyosei@town.mitake.lg.jp